

路網整備事業

(1) 林業専用道（令和5年度計画 542m）

令和3年度に実施した林業事業体アンケートにおいて、公社利用間伐を進めるために必要のあるもの『アクセス道の整備』17/36事業体が回答

⇒林業専用道の整備が必要 そのためには公社から情報提供を行い、事業者・県等と連携して林業専用道開設の適地を探していく必要がある

◎課題：林業専用道を開設するための適地

①費用対効果の見込める公社造林地がある

→林業専用道があれば比較的大規模な間伐可能な団地

②平均傾斜23度以下

→造林作業路や歩き道があればそれを利用した開設も可能

⇒上記を満たすような適地・候補地があればご連絡いただきたい

◎事業体主体で行なう林業専用道開設

民有林等の間伐・主伐のために林業専用道の開設を検討している事業体は公社造林地をルートに加えるなどしてアクセス確保に協力してほしい

⇒既に事業体主体で開設する林業専用道に公社造林地を含んで開設作業を進めているものもあるため、事業体で開設を検討している場合は公社造林地を含むルートも検討いただきたい

※公社造林地を含む場合、書面による手続きが必要になります

(2) 森林作業道（令和5年度計画 16,670m）

◎森林作業道作設の際の注意

①繰り返し使用できる作業道開設

団地によっては2度目の利用間伐を行う箇所も増えていますが、1度目の間伐時に作設した森林作業道を補修しなければ林業機械が走れないという事案が見受けられます

例えば、盛土部分は斜面を段切りし盛土・転圧することになっていますが、斜面の段切りを行わず、枝葉等の上から盛土をしたために数年後に盛土部分が崩落してしまうことがあります(別図)

⇒経年劣化による破損は致し方ないところでもありますが、作設の際には繰り返し使用することを前提とした法線計画・作設作業をお願いいたします

②工事完成写真について

・開設前、開設後の撮影位置＝同じ構図で撮影するようにしてください

・必要作業の写真＝除根・地山掘削・盛土、埋め戻し・締め固め、測量が設計に含まれる作業内容になるため、これらの作業が行なわれていることがわかる写真を添付してください

③現地の測点について

・公社の検査だけでなく、県の検査でも確認に必要になるため、復元をお願いします

◎路網密度について【公社基準 200m/ha】

利用間伐の企画提案では路網密度が基準より高い内容で提案をいただくことがあります
⇒路網密度が高いほど集材がしやすい、材積が出るといったメリットはありますが、公社造林地は最終的に土地所有者に返還する森林であるため、基準を目安とした路網整備計画にご協力願います

(3) 作業路補修(令和5年度計画 1,748m)

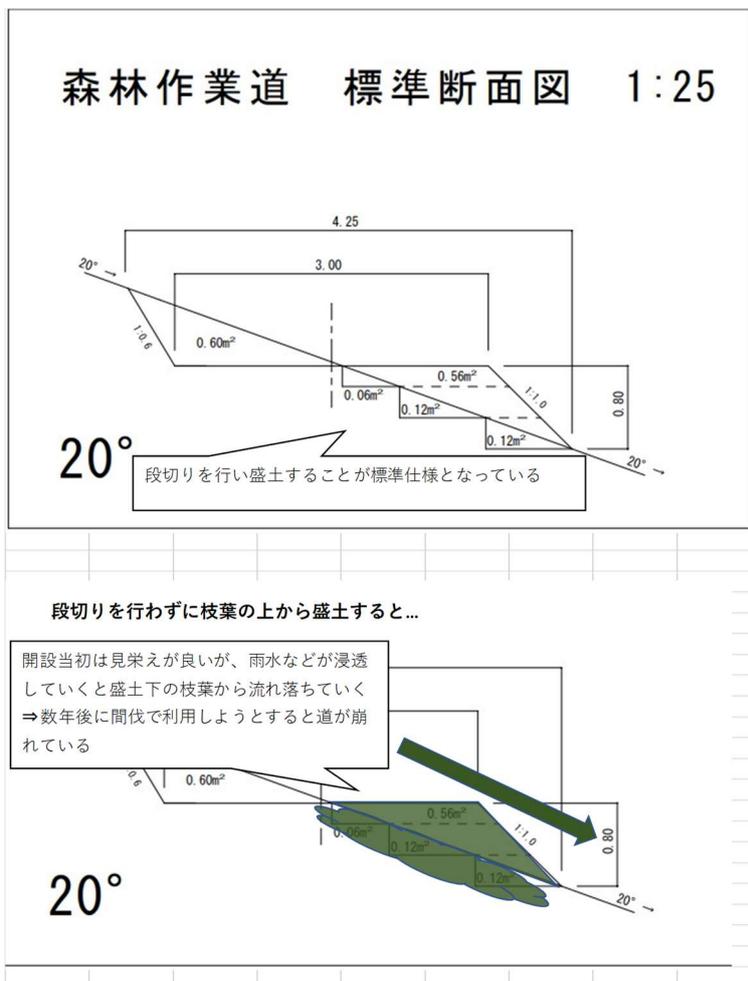
◎維持管理上必要な造林作業路補修

利用間伐時の森林作業道の補修だけでなく、保育間伐の現場に向かうために造林作業路の補修など維持管理上必要であれば実施します

◎林道等の崩落により向かえない団地がある場合

林道の崩落により団地に行くことができない場合などは、県や市に復旧を依頼していかねばなりません。そうした団地やその林道についての情報をいただければと思います

別図



開設前・開設後の写真一例

資料4

開設前



開設後



同一箇所であることが分かるように同じ構図で撮影してください

作業中の写真一例

作業内容が分かるような写真を添付してください



除根



地山掘削



盛土・埋戻



締め固め

検査前には測点を復元してください

